

国立国語研究所における根拠データの公開に関する要項

令和 8年 4月 1日
所 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、国立国語研究所オープンアクセス方針（平成31年1月16日 所長裁定）及び国立国語研究所研究データ管理・保存・利活用ポリシー（令和4年1月12日所長裁定）により、国立国語研究所（以下「研究所」という。）で作成された即時オープンアクセス（以下「即時OA」という。）義務化の対象である根拠データ（以下「根拠データ」という。）の公開について、必要な事項を定め、その適切な取り扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、根拠データとは、電子ジャーナルに掲載された査読付き学術論文に関するデータであり、透明性や再現性確保の観点から、当該電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等で公表が求められるデータであって、資金配分機関から即時OAを求められているデータをいう。

(公開方法)

第3条 根拠データは、原則として国立国語研究所学術情報リポジトリ（以下「学術情報リポジトリ」という。）に登録することによって公開する。

(2) 学術情報リポジトリに登録できるファイル容量を超えるなどにより学術情報リポジトリに登録することができない根拠データについては、当該根拠データのメタデータを登録することによって公開する。

(3) 前項の場合、当該根拠データは、公共性、安定性、経済性等の観点からふさわしい方法により、オンラインまたはオフラインのストレージ等に保存するものとする。

(4) 前項に関する経費については、研究所では新たに負担しないものとする。

(公開時期)

第4条 根拠データは、公開が可能となった時より速やかに公開する。

(ライセンスの表示)

第5条 利用者の利便性を高めるために、適切なライセンスを表示するものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるほか、根拠データの公開に関し必要な事項は、関係者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。